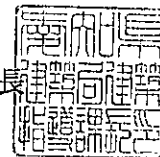


31建指第515号
令和元年12月26日

公益社団法人 愛知県建築士事務所協会会長 様

愛知県建築局建築指導課長



ゴルフ練習場の鉄柱等の強風に対する安全対策への協力について（依頼）

本年の台風第15号及び台風第19号に伴う強風により、千葉縣市原市及び神奈川県横浜市においてゴルフ練習場の複数の鉄柱が倒壊する被害が発生したことについて、国において調査報告書がとりまとめられ、別添のとおり安全対策について通知がありました。

愛知県としましては、各ゴルフ練習場所有者に対して、所有されているゴルフ練習場の鉄柱等について、同様の被害を防止するために下記内容について対応をお願いしております。

つきましては、各所有者から、貴団体の会員の皆様に、適合状況等の確認の業務依頼があった場合には御協力いただきますよう、会員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 鉄柱等の構造設計が現行の構造基準に適合しているかどうか（ネットを取り付けた状態の風圧力を前提としているかどうかの確認を含む。）について、建築士その他の専門技術者に確認を依頼すること。
2. 鉄柱等が、ネットを下ろした状態の風圧力を前提とした構造計算により安全性が確かめられない場合にあつては、付近通行者への速やかな注意表示等及び補強その他の措置を講じること。
3. ネットを下ろした状態の風圧力を前提とした構造計算により安全性が確かめられた鉄柱等において、ネットを取り付けた状態の風圧力を前提とした構造計算により安全性が確かめられない場合にあつては、台風等の強風時には、取り付けたネットを一時的に下ろすなど安全管理を徹底すること。
4. 鉄柱等の劣化状況について、建築士その他の専門技術者の助言を踏まえ、必要な点検を専門技術者に依頼し、点検の結果に応じて、補修その他の措置を講じるよう努めること。

担 当 建築物安全安心グループ

佐藤、荒田

電 話 052-954-6587 (ダイヤル)